

県人会活動を通じた県勢発展功労者等に対する 知事表彰取扱要領

1 趣旨

この要領は、県人会活動を通じて県勢の発展に功労のあった者及び県人会等を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象

表彰は、次に掲げるもので、県人会活動を通じて県勢の発展に功労のあった者又は県人会等について、一人1回又は一県人会等1回限り行う。

(1) 個人の場合

- ア 県人会の三役（会長、副会長、幹事長及びその相当職をいう。以下同じ。）として在職期間が5年以上の者
- イ 県人会の三役としての在職期間を有し、当該期間を含む県人会の役員としての在職期間が10年以上の者
- ウ 県人会の役員としての在職期間が15年以上の者

(2) 県人会等の場合

- ア 秋田県との連携又は県勢発展に係る事業への取組を行っていること
- イ 創立25年以上の活動実績を有すること
- ウ 会則を有し、団体としての体制を整えていること
- エ 総会等を定期的に行い、会務報告等が適正に行われていること

(3) 知事は、(1)又は(2)に準ずるもので、秋田県への貢献が顕著であるなど特に表彰する必要があると認められるものについて、表彰することができる。

3 表彰の手続

県人会の代表者は、2の(1)に該当する者があるときは、知事に表彰を推薦することができ、2の(2)に該当するときは、知事に表彰を申請することができる。

(1) 推薦に当たっては、推薦書（様式1）に、次の書類を添付するものとする。

ア 功績調書（様式2）

イ 履歴書（様式3）

(2) 申請に当たっては、申請書（様式4）に、活動実績書（様式5）を添付するものとする。

(3) 推薦又は申請は、表彰予定日の1月前までに行うものとする。

4 表彰の方法

表彰は、感謝状を授与して行うものとする。

5 施行期日等

(1) この取扱要領は、平成22年11月12日から施行する。

(2) 県人会活動を通じた県勢発展功労者に対する知事表彰取扱要領（平成13年3月1日施行）は、廃止する。

附 則

この取扱要領は、平成24年9月1日から施行する。